

第4回

埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成23年7月27日(水)

14:00~16:00

春日部市民文化会館

1. 開会宣言(事務局より)

2. 議事

(1) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進状況について

事務局から資料1及び2について説明を行い、委員から意見等をいただくよう議事を進行。以下のとおり意見が出された。

〔主な意見〕

【市川委員】

- ・減車の重要性は皆理解していると思うが、1両も減車しない会社や10%減車の会社などばらつきがある。減車すると損、減車しなければ会社が儲かるという考え方の経営者が多いのではないか。
- ・運転手の給料は手取り17万円程度で、ひとり食べていけるかどうかという給料である。
- ・タクシー業界は安心安全という一番大事な部分を運転手に押しつけているのではないか。
- ・今後支局が行うヒアリングでは、事業者に対し強力な指導をお願いしたい。

【平子委員】

- ・減車が進まない一因として、車両を減らすと乗務員を解雇しなければならないという背景もあるのではないか。その点も含め東部支部としては、できるだけ適正車両数に近づけたいと思っている。

【吉田委員】

- ・ハローワークや地域の求人広告を見ると、この地区のほとんどの会社が募集をしている。募集をやめなければ減車できないことを自覚してほしい。

【平子委員】

- ・年齢が高くなった者の補充としての募集であり、募集自体をやめるのは難しい。

【吉田委員】

- ・県南東部交通圏は日本に141の特定地域がある中で、全国でも5本の指に入るほど減車が進んでいない地域。減車が進まない地域としての特殊な事情があるのか。

【鈴木会長】

- ・地域としての特段の理由はないのではないか。

【事務局】

- ・協議会において合意があった地域計画については、各委員全員参加の下で取り組み進めていくものである。減休車については最終的には事業者の経営判断が一番重要なところになるが、行政も協議会の一員として、附帯決議に基づく対応を行っていくところ。

【吉田委員】

- ・今後、資料を作成する際、規制緩和前の数値を出して比較してはどうか。

【事務局】

- ・適正車両数の算定の際に、規制緩和前の平成13年の数字を使用している。平成13年の数値になれば適正化・活性化がはかれるのかというのは疑問が残るところであるが、いただいたご意見については事務局内で検討したい。

【鈴木会長】

- ・資料1、資料2により説明いただき、資料から適正化を進めていない事業者や取組状況がまだまだ不十分であると考えられる事業者がいることがわかります。このような状況は、適正化に取り組んでいる事業者からすると不公平であると言わざるおえない状況にあります。不公平感をなくすことが、適正化事業を更に進めていく上で必要であると認識したしだいです。
- ・地域計画に基づく適正と考えられる車両数に近づける取組を進めるよう業界としても、協力いただけない事業者に対して、引き続きタクシー新法、地域計画の趣旨を説明いただき、協力をもとめていく取組も必要ではないかと思えます。

【平子委員】

- ・タクシーに搭載しているドライブレコーダーを使うと、目の前で起こった事件や事故を瞬時に記録することができるため、警察と地域安全に関する協定を締結しご協力させていただいている。

【事務局】

- ・埼玉県タクシー協会として、8月のタクシーの日には利用者に懸賞付きのアンケートはがき等を配布する。回収結果は乗務員教育に反映させたいと考えている。

【前田委員】

- ・昨年度、地域公共交通活性化協議会で総合連携計画を策定し、春日部市内の事業者にも委員としていろいろな意見をいただいている。計画の中でバス事業として新たな計画を策定しているが、その運行においてタクシー事業者が参画できないかという話があり、タクシー事業者と行政とで協議をすすめている。

【平林委員】

- ・越谷市内ではバス路線は充実している状況。タクシー事業者からもいろいろと意見をいただいているため、今後、話し合いをする機会を設けたいと考えている。

【野川委員】

- ・草加市ではコミュニティバスについての検討会議を立ち上げたばかり。今後、バス業界、タクシー業界とのつながりが増えると思うが、ご協力願いたい。

【中村委員（小山代理）】

- ・吉川市内では、来春新駅が開業する予定となっており、新たなタクシープールができる。今後、利用方法等について地元の事業者と話し合う機会を設けていきたいと考えている。

【野口委員（斉藤代理）】

- ・白岡市内では路線バスが充足していないため、町でコミュニティバスを運営していたが平成17年から18年にかけて廃止をした経緯がある。
改めて公共交通について考えていかなければならない状況であるため、今後地域協議会等の際には、よろしく願いたい。

【立沢委員（石川代理）】

- ・松伏町内にはバスが2者あり、連絡会等で調整をはかっている。タクシーについては、高齢者の足となって介護等の分野でも協力をいただいているところであり、今後も引き続きお願いするとともに、計画等の見直しの中で検討していきたいと考えている。

【森委員】

- ・地域協議会の最大の目的は供給過剰状態を解消し、乗務員の労働条件を向上させ、事業者の経営基盤の強化することであり、その中で事業再構築はメインとなる。埼玉県内の削減率が低い状況は承知しており、他県並みに引き上げなければと考えている。
4. 13通達に基づく調査票が一部の事業者へ届き、近々局へ回収される見込みである。これにより減車が進むのではないかと考えている。
事業再構築には減車と休車の制度があり、減車と同じ数の休車ができる。休車をもう少し活用すれば削減率が増えるのではないか。今後、休車制度の案内を会員に対し行い削減率を上げていきたい。
乗務員、事業者にとってプラスになるように、我々も努力をしていくので、皆様のご指導をお願いしたい。

【平子委員】

- ・なんとしても適正車両数に近づけるよう、支部会、4地区会長を中心として、減休車を推進したい。

【海老原委員】

- ・資料1にもあるとおり、乗務員の賃金は年額で260万円程度と低い状況にあるが、タクシーの原価構成では人件費が多くを占めており、さらに燃料費や保険料を払うことを考慮すると、経営者側も非常に厳しい状況となっている。
行政には、コミュニティバス運行時等、タクシー会社とも調整をはかっていたきたい。

【小島委員】

- ・タクシー事業はドアツードアの公共交通機関である。行政としてはバスに目が向いてしまうと思うが、タクシーにしかできない仕事もあると思うので理解をいただきたい。

【松岡委員】

- ・乗務員の高齢化が深刻な問題となっている。事業存続の問題であるので、長い目で取り組んでいきたい。

【藤井委員】

- ・法人タクシー乗務員のためにも、個人タクシーを存続させるべくサービス向上やマスターズ制度に力を入れている。今後も利用者の意見を聞きながら、活性化に力を入れていきたい。

【市川委員】

- ・需給のバランスを適正な状態にし、会社も乗務員も笑顔で暮らせるようにし、笑顔のサービスができるようにしていきたい。

(今後の進め方として事務局から口頭により次のように提案があった。)

【事務局】

- ・本日は、事業者の適正化・活性化策の取組状況について説明し、皆様からご意見をいただきました。今後の進め方としての資料はお示ししておりませんが、地域協議会で策定された地域計画の確実な実施を図るため、適正化の進め方として①労働条件の改善に向け、地域計画に基づく適正と考えられる車両数を目標にさらに取組を進めていく。②取組を進めるに当たり、行政として事業者の経営状況の調査、ヒアリング等を実施し行政の立場から支援していく。ことが必要と考えます。

活性化につきましては、認定を受けた特定事業はほぼ完了していますが、さらなる取組として、たとえば高齢者等へのサービスをどのように構築していくのか。また、利用者の声をどのように集約し事業に反映させていくのか、環境に配慮した取組を利用者にどのようにPRしていくべきか、等を業界が中心となり検討いただくとともに、タクシー事業者の経営行動に影響を与える関係者の協力が不可欠であることから、関係者については引き続きご協力をお願いしたいと考えます。

(2) これまでの意見、事務局からの提案を踏まえ、会長からとりまとめとして次のように発言。

【鈴木委員】

- ・今後のすすめ方として、協議会関係者が適正化・活性化に向けた取り組みを今後も推進することが重要であるとの認識であることから、支局としても、事業者の経営状況の調査、ヒアリング等の実施により、公平性に配慮しつつ、さらなる推進に向けた支援をしていくことが、地域計画の目標である労働条件の改善、利用者の利便向上等の達成につながるものと考えます。これらのさらなる取り組みにより、地域計画の目標の達成が図られることとなり、次回において地域計画に定められた目標の達成状況の検証、評価が実施されること

を協議会として期待します。なお、これらの取組みにおいては、震災の今後の状況も見極めつつ進めていくことが望ましいと考えます。

(3)その他

【事務局】

- ・開催時期は現時点では未定だが、次回協議会は23年度内に開催する予定。

3. 配付資料

資料1 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について

資料2 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

参考資料1 埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

参考資料2 埼玉県南東部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画

参考資料3 特別措置法案に対する附帯決議（衆議院・参議院）

以上